

## 7 誘導施設（機能）

誘導施設とは、都市機能誘導区域ごと設定する立地を誘導すべき施設であり、都市機能誘導区域外で誘導施設を建築する場合には、市への届出が必要となります。

本市においては、公共施設の複合化等を考慮し、建物ではなく「機能」を示すものとし、誘導施設（機能）設定の基本方針に基づき、各拠点で誘導施設（機能）を設定します。

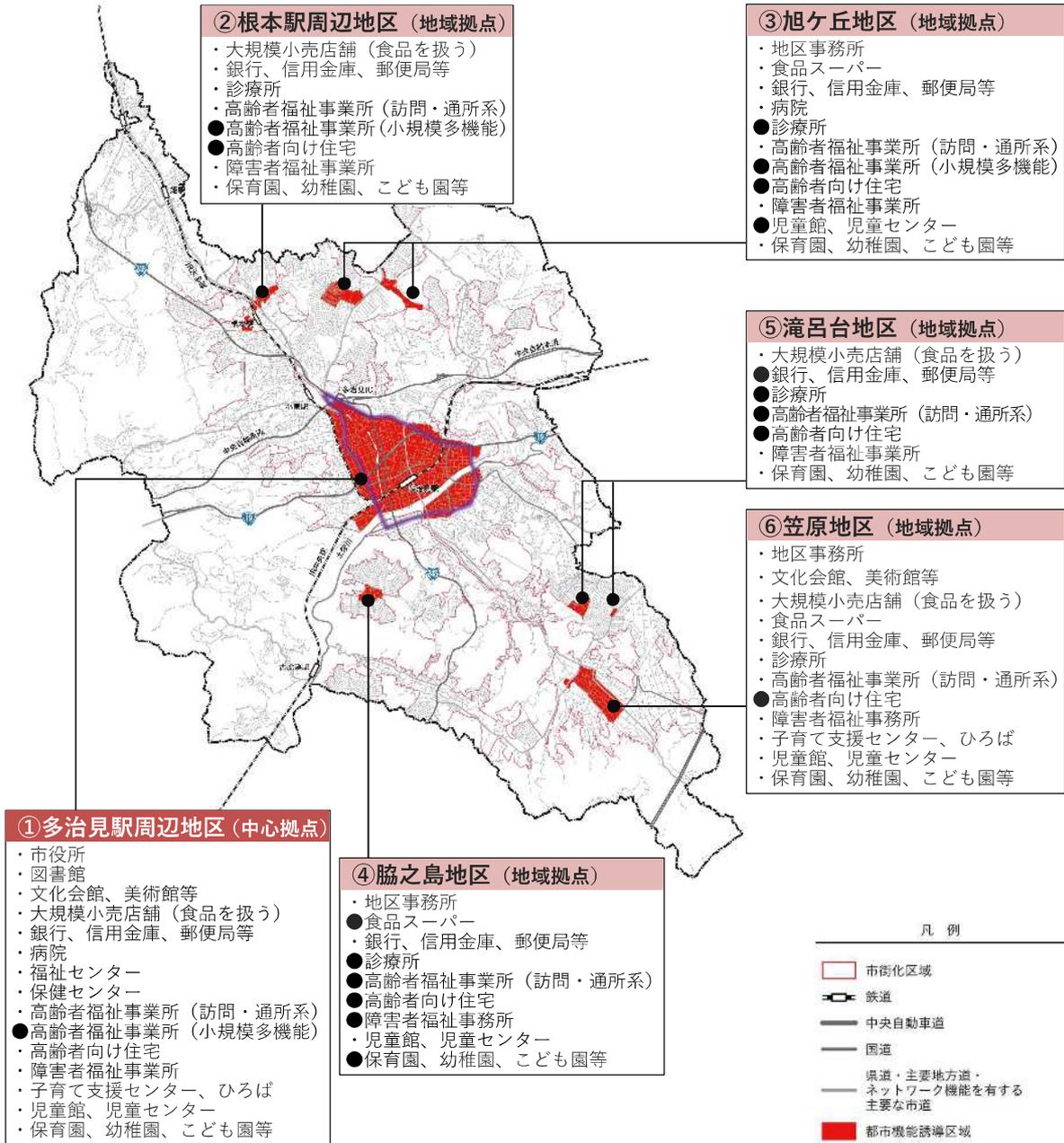
### 誘導施設（機能）の設定の基本方針

- ①中心拠点におけるより高次で多様な生活サービス施設(機能)の維持・誘導
- ②地域拠点における日常生活に必要な生活サービス施設(機能)の維持・誘導

各拠点における誘導施設（機能）のイメージ図



各都市機能誘導区域における誘導施設（機能）



## 8 誘導施策

本市が目指す「ネットワーク型コンパクトシティの実現」に向け、都市機能誘導区域と居住誘導区域において以下のような誘導施策に取り組み、区域内への緩やかな人口誘導を図ります。

また、ネットワークの観点から公共交通の利便性向上に向けた施策についてもあわせて取り組みます。

| 項目                                     | 施策  |
|--|---|
| <b>【都市機能誘導区域】</b><br>都市機能を維持・誘導するための施策 | ①中心市街地活性化<br>②公共施設の再編<br>③ヒートアイランド対策<br>④届出制度の活用<br>⑤今後検討が必要な施策<br>(誘導施設の立地助成等)                                 |
| <b>【居住誘導区域】</b><br>居住を誘導するための施策        | ①良好な居住環境の整備<br>②都市基盤の整備<br>③暮らし続けられる地域づくり<br>④都市計画制度の活用<br>⑤届出制度の活用<br>⑥今後検討が必要な施策<br>(戸建住宅・集合住宅立地支援事業等)        |
| 公共交通の利便性向上のための施策                       | ①中心拠点と地域拠点をつなぐ<br>移動手段の確保<br>②拠点内の移動手段の確保<br>③公共交通の利用環境の向上<br>④公共交通の利用促進<br>⑤今後検討が必要な施策<br>(「多治見市地域公共交通計画」の策定等) |

## 9 防災指針

防災指針は、居住や都市機能の誘導を図る上で必要となるまちの防災に関する機能の確保を図るための指針です。

多治見市においても、立地適正化に向けた方針や防災上の課題を踏まえ、防災まちづくりの方針を設定し、取組を実施します。

### 取組方針① 被害を低減するためのソフト対策の実施

●災害が起きてしまった時の備えのために、災害情報の発信や避難体制の強化など、災害による被害を低減するための取組を進めます。  
 (主な取組) 地区防災計画・地区タイムラインの作成支援、情報伝達手段の拡充 等

### 取組方針② 災害をできるだけ防ぐ・減らすための対策の実施

●水害・土砂災害・地震による災害リスクを抱える本市において、堤防の強化や砂防施設の整備など、その対象となる災害ができるだけ起きないような取組を進めます。  
 (主な取組) 河道掘削の実施、急傾斜地崩壊防止施設の整備、狭あい道路の解消 等

### 取組方針③ 被害対象を減少させるための対策の実施

●取組方針1、2によるソフト・ハードの両面で災害対策を進めながら、被害の対象となる住居等が少なくなるよう、新たに建物を建築する際の土地利用規制や災害リスクの高い地区からの居住の誘導など、安全なまちづくりに向けた取組を進めます。  
 (主な取組) 土砂災害特別警戒区域等の災害危険性の高い区域の居住誘導区域からの除外 等

## 10 数値目標の設定

本計画は、「多治見市総合計画」の見直しに合わせ、概ね4年ごとに施策の効果を定量的に把握し、計画の改善・見直しを継続的に実施するため、

「立地適正化に向けた誘導方針」で定めた3つの誘導方針と、防災指針に対応する数値目標を設定します。

| 誘導方針・防災指針  |  | 数値目標                             |                         |                       |                     |
|--|--|----------------------------------|-------------------------|-----------------------|---------------------|
| 人にやさしく、活力を生み出す「まちづくり方針」<br>〔「まちづくり方針」〕<br>「ネットワーク型コンパクトシティ」の実現 | 誘導方針①<br>中心拠点・地域拠点への都市機能の誘導                | 評価指標①<br>都市機能誘導区域内の誘導施設の延べ機能数    | 計画策定当時<br>(2017(H29)年度) | 計画改訂時<br>(2022(R4)年度) | 将来<br>(2040(R22)年度) |
|  |  |                                  | 43 機能                   | 44 機能                 | 62 機能               |
|  | 誘導方針②<br>拠点を中心とした公共交通利便性の高い地域への居住の誘導       | 評価指標②<br>居住誘導区域内の人口密度            | 計画策定当時<br>(2010(H22)年度) | 計画改訂時<br>(2022(R4)年度) | 将来<br>(2040(R22)年度) |
|  |  |                                  | 47 人/ha                 | 43.2 人/ha             | 43 人/ha             |
|  | 誘導方針③<br>中心拠点と地域拠点をつなぐ基幹的な公共交通ネットワークの維持・構築 | 評価指標③<br>中心拠点と地域拠点をつなぐ基幹的な公共交通軸  | 計画策定当時                  | 計画改訂時<br>(2022(R4)年度) | 将来<br>(2040(R22)年度) |
|  |  |                                  | —                       | 5 軸                   | 5 軸を維持              |
|  | 防災指針                                       | 評価指標④<br>地区防災計画、地区タイムラインの策定数(累計) | 計画策定当時                  | 計画改訂時<br>(2022(R4)年度) | 将来<br>(2040(R22)年度) |
|  |  |                                  | —                       | 2                     | 20                  |

## 11 届出制度

届出制度は、届出対象となる誘導施設(機能)や住宅の整備動向を把握するために実施するものです。

居住誘導区域外において一定規模以上の住宅の建築目的の開発行為や建築等行為を行う場合、都市機能誘導区域外において誘導施設(機能)を

有する建築物の建築目的の開発行為や建築等行為を行う場合、都市機能誘導区域内で誘導施設(機能)の休廃止等を行う場合は、行為に着手する30日前までに市長への届出が必要になります。開発許可申請・建築確認申請に先行して届出をお願いします。

届出対象となる行為

- ① 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築等行為
- ② 都市機能誘導区域外での誘導施設の開発行為や建築等行為
- ③ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止または廃止

詳しくは、[多治見市ホームページ](#)や「[届出の手引き](#)」をご確認ください。